

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所 在 地	熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105
評価実施期間	令和3年12月10日～令和4年3月 日
評価調査者番号	① 09-013
	② 09-015
	③ 14-006

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人 藤崎台童園 (施設名) 藤崎台保育園	種別：保育所
代表者氏名：理事長 尾里 一清 (管理者) 園長 八高 雪枝	開設年月日：昭和36年4月1日
設置主体：社会福祉法人藤崎台童園 経営主体：社会福祉法人藤崎台童園	定員：60人 (利用人数72人)
所在地：〒860-0007 熊本県熊本市中央区古京町3-5	
連絡先電話番号：096-352-5003	F A X 番号：096-352-5009
ホームページアドレス	https://fujisakidaidoen.com/hoikuen/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
乳幼児の保育、障がい児保育、延長保育、異年齢児交流事業、園庭開放事業	入園・対面式、芋の苗植え、親子お見知り遠足、保育参観、年長児お泊り保育、運動会、ふじっこ祭り、芋ほり遠足、生活発表会、消防署見学、豆まき会、ひな祭り会、卒園式、卒園旅行、ピクニックの日					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、医務室、調乳室、沐浴室、事務室、職員休憩室	園庭、屋外プール、屋外遊具、物置、駐車場					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	10	2
	主任保育士	1		幼稚園教諭2種	10	2
	副主任保育士	2		看護師		1
	保育士	7	2	子育て支援員		1
	看護師		1	管理栄養士	1	
	子育て支援員		1	栄養士	1	
	栄養士	2		調理師		1
	調理師		1			

事務員	1				
合 計	14	5	合 計	22	7

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

(1) 基本理念

- ① 一人一人の子どもが元気な体と心を育まれる保育園
- ② 個人の成長と集団としての活動の充実を図る
- ③ 保護者と地域、職員で協力しながら、信頼される保育園を目指す

(2) 保育方針

- ① 子どもの生活・情緒の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重する
- ② 子どもを温かく見守り、愛情豊かに、応答的にかかわっていく
- ③ 人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わえるようにする
- ④ 家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする

3 施設・事業所の特徴的な取組

熊本市中心部に位置しながらも金峰山の雄姿を園庭から眺望することができ、緑豊かな環境に恵まれた保育園です。乳児期から走る・跳ぶ・登るといった運動に積極的に取り組むことによって、子どもの体力作りに注力されています。また、管理栄養士を配置することによって給食の質の向上に努めるとともに、食育活動にも力を入れています。

隣接している法人の別施設との協働による事業展開が園長によって模索されており、コロナ後は、両施設によって提供される異なる福祉サービスによる相乗効果が大きいと期待されます。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年12月10日（契約日） ～ 令和4年3月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

○「選ばれる保育園」を目指して努力されています

園の立地条件は環境に恵まれています。現在進行形の急速な少子化現象を前提として、末永く存続できるように保育の質の向上に取り組まれています。その一環で、園長が今回の第三者評価受審を決断しました。園の強みを最大限に生かしつつ、不十分な部分の補完修正を図りながら、保護者に選ばれる園づくりに邁進しています。

○より良い労働環境の実現に向けて努力されています

職員の有給休暇取得を奨励する一方で、残業時間を可能な限り減らすとともに、ICT化導入を検討するなど、職員にとって働きやすい環境整備に努められています。そのことは職員の職場定着率の良さに繋がっています。

○職員が情熱をもって保育されています

一人一人の子どもに寄り添い理解することを通して、成長に必要な基本的な生活習慣の確立や主体的な活動が展開されています。また保育の環境構成についてもさまざまな工夫がされています。新型コロナウイルス感染症の影響で実現が困難な状況においても、地域の子育て支援やボランティア活動、実習受入等の想定がされており、実施体制が整えられています。

○保育や食育について、職員のアイデアが実現化できる環境が整えられており、実際に取り組まれています

食育における「郷土料理ツアー」や「食育だより」の発行、子どもへ伝えるための調理の見える窓の設置などが実施されています。また、クラスにおける保育の展開においてグループ活動や子ども同士が意見交換できる場の設定といった取組が実施されています。今後の取組についても意欲を持たれ、アイデアを蓄積されており、更なる取組が期待されます。

◆改善を求められる点

○中・長期計画が策定されていますが、数値目標等が望まれます

令和3年1月に中・長期計画が策定され、今後の課題として17項目が列挙されていることは評価されますが、労務並びに財務についての課題設定が乏しい上、優先順位や収支面の裏付けのない内容が少なくありません。客観的評価に繋がれるように数値目標を設定すること、そして優先順位を明確化した上での課題設定が望まれます。

○職員間における保育観のズレの解消が望まれます

職員自己評価結果の中に、職員間における保育観のズレを指摘する複数の意見が見られました。また、保育の質の向上に向けた課題として、園長が「職員の関係性」を挙げています。園長のリーダーシップの下、保育についての意見交換を根気強く重ねながら、すべての職員が同じ方向に向かって進むことが望まれます。

○園の職務分掌表の不備の改善並びに組織としての動きが望まれます

園の職務分掌表には、看護師と子育て支援員の職務が記載されていないため、加筆・修正が必要です。また、主任より先に他の職員が情報を知ってしまうことが時々あるため、組織としての情報伝達ルールの遵守は重要であると考えられます。「つい、うっかり」が再発しないような取組により、組織としての動きが望まれます。

○保育の計画、実践、評価、改善といった取組について、保育園全体で取り組む体制が望まれます

保育所保育指針では総則において、指導計画の策定や保育の展開、評価改善において全職員による適切な役割分担や協力体制の整備、全職員の共通理解のもと取り組むこと等が規定されています。改善の記録や会議録の参照といった部分的な実施は認められますが、計画策定や評価方法の標準化などについては不十分なため、保育園全体で取り組むことが望まれます。

○業務の具体的なマニュアル等を作成することが求められます

業務の具体的なマニュアル等の作成において、不十分な内容が見られました。国等が策定したマニュアルに依拠して業務が行われているものについて、実際の物の配置や人の動き等に合わせて記載したり、該当しない項目を削除したりするといった実態に即したものに改定することが求められます。また、自己評価から施設の評価に至る過程において保育所全体の課題を解決していくという仕組みを構築することで、保育園全体の質の向上につながります。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	49	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

<共通評価基準>

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>園の基本理念、保育方針、そして保育目標が明文化され、園のホームページや中・長期計画書において公表されています。その上で各保育室にも掲示されていますので、各職員が保育園を運営する上での拠り所を常に認識しながら保育にあたるということが可能となっています。しかしながら、保護者調査結果によると「保育目標・保育方針をあまり知らない」と回答した保護者が全体の2割程度を占めていますので、今後の周知方法に工夫が必要です。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>園の経営状況の把握が園長によってなされていることは評価されますが、数値化された情報が乏しいための的確な分析には至っておらず、抽象的内容にとどまっているものが少なくありません。たとえば園児の定員割れ問題については、どのようなケースが想定され得るか具体的に例示されると職員にとって理解しやすくなるはずですが、職員自己評価結果においても、その点を指摘する意見が見られません。職員間での情報共有化の観点からも今後の改善が望まれます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>少子高齢化が急速に進行する我が国における保育所運営の難しさは、園長によって十分に認識されています。そのような危機感の中・長期計画などにも反映されていますが、具体性に欠ける部分が見受けられます。たとえば少子化問題については、市内中心部と県内の過疎地域では少子化のスピードや減少率が異なります。予測データを明確にした上での、より具体的な課題設定が望まれます。また、施設整備も切実な問題であることに相違ありませんが、園舎建替えに要するコストや必要とされる自己資金の内部留保額などが明記されていないために、具体策の提示には至っていません。今後は、暫定的な収支予算の明示などに着手されることが望まれます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・①・c

<p><コメント></p> <p>令和3年1月に策定された中・長期計画には、少子化に伴う定員割れ問題や子育ての孤立化、子どものコミュニケーション能力の低下、ICT化への取組、施設整備計画などの17項目が列挙され、現状認識や職員との問題意識の共有に努められています。しかしながら、タイムテーブルが設定されていないため、中期的な計画であるのか、それとも長期的な計画であるかの区別が不明ですし、優先順位も設けられていません。これらの要素が加味され、補完修正された計画策定と職員への周知が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>上述の通り、中・長期計画においてICT化への取組について言及され、そのことが単年度の事業計画にも反映されています。また、保育全般についての計画や職員の研修計画については網羅的に策定されていますが、財務関係についての計画が十分であるとは言えません。とりわけ人件費のコントロール（人件費比率）や事務費と事業費の配分、園舎建替えを目的とした積立金の留保などの資金面での計画策定が必要となります。これからの時代は保育園経営上の財務分析が必須になると予想されますので、法人本部との連携の上で着手されることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・⑥
<p><コメント></p> <p>基本的に毎年度の事業計画は園長によって策定され、職員会議などの場を用いて職員への周知が図られています。各職員による閲覧記録も残されていますが、職員自己評価結果によると、理解に至っていないという複数の意見が見られています。今後は、関係職員が参画した上での計画策定と組織的な評価・見直しが実践されるよう見直しに着手され、それらの手順がマニュアル化された上で全職員に周知されることが求められます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・⑥
<p><コメント></p> <p>園の年間行事予定はホームページにおいて公表されていますが、労務関係並びに財務関係の計画は公表に至っていません。そもそも第三者に対する開示が難しい内容もあることでしようが、たとえば絵本や室内遊具などの保育材料の購入や新型コロナウイルス対策の一環としてのアルコールなどの衛生用品の購入などの情報については、保護者が関心を寄せるはずで、園の包括的な事業計画策定の後、保護者に広く周知され、理解が促されるような取組が必要です。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>園全体での自己評価が実施され、当該評価を通じた保育の質の向上が目指されています。また、園行事に関する「行事・活動実行行程表」が作成されています。評価と反省の欄が設けられ、担当職員が記入する仕組みになっています。次年度に繋がられるようにPDCAサイクルの実践が意図されていますが、組織的実践には至っておりません。今後、園としての実践方法の確立が望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>職員自己評価結果の中には「取組むべき課題が明確にされても、計画的な改善策の実施には至っていない」「改善策を提示しても実践できていない」といった厳しい意見が見られま</p>		

す。また、職員間の保育観の相違を指摘する意見も散見されます。基本に戻って保育観の擦り合わせに着手した後、園として取り組むべき課題の明確化が必要となります。園長主導の下、すべての職員が関与して改善に臨む姿勢が望まれます。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>園長は自らの重要な役割を「預かった園児を保護者に無事に返すこと」「職員に楽しく仕事をしてもらうこと」と自覚しています。一方で、周知徹底が十分でないことや報告忘れといった問題点も認識されています。組織として考えると、本来は園長からまず主任保育士に情報が伝達され、順次、各職員に伝えられるべきところですが、ついうっかり主任保育士を飛ばしてしまうこともありますので注意が必要です。職員とのコミュニケーションを常に心掛け、客観的立場から意思決定することが園長には求められますし、相互理解のもと職員が同じ方向を向いて保育実践に取り組まれることが望まれます。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>園長は、熊本市保育園連盟の園長会や法人の研修会などで得られた情報を職員に伝えるよう努めています。現在整備されている守秘義務に関するマニュアルのみならず、今後は法令遵守規程の策定並びにこれに関する担当者の設置などを通じて、職業倫理や法令遵守の徹底に取り組まれることが望まれます。職員自己評価結果によると、遵守すべき法令の把握が難しいという意見も見られていますので、それらの法令等の一覧表を作成した上で、未整備のものについて徐々に園の運営に取り入れていく手法も有効であり、実施が望まれます。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>今回の第三者評価受審は義務ではありませんでしたが、「保育の質のさらなる向上を図りたい、保護者に選ばれる園にしたい」という園長の強い思いがあって実現したものです。園長は、日々の保育を見守りながら職員の頑張りを認めつつ、それぞれの保育に対する思いに共感をもつよう努めていますが、職員自己評価の結果からすると、そのような姿勢がすべての職員に伝わっているとは言えませんでした。職員の意見を上手に吸い上げて、それらを保育の質の向上に反映させることができるような仕組み作りが望まれます。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>業務省力化並びに職員の負担軽減の観点から ICT 化の導入について検討されていますが、対象となる業務の洗い出し（選別）などには未着手となっています。他方、園職員の定着率が良好であることは評価できますが、このことは人件費比率の上昇という側面も有しています。人事、労務、財務といった様々な経営視点からの検証とそれらの効率化を実現させるためには、園長の強力なリーダーシップが欠かせません。職員の理解と協力なくして成功は望めませんので、まずは検証結果を明らかにした上での現状認識に取り組まれることが必要であると考えられます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法人本部が園の人事管理を担っているため、園長が福祉人材の確保や育成などに関する具体的な計画を策定することは容易ではない状況ですが、中・長期計画においては職員の資質向上に関する考え方が明記されています。「保育の課題を理解し、その課題解決に向けた実践力を身につけることが重要」と述べられていますが、そのための手立てについての説明がありません。園としてのアプローチを明確化すれば、職員にとっても取組みやすくなるのではないのでしょうか。なお、通信課程で保育士資格取得を目指す職員がおり、その職員を職場全体で温かく見守り続けていることは高く評価されます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>毎年度当初（5月）と年度半ば（10月）の2回、園長が各職員との個人面談の機会を設けて、それぞれの意向把握に努めています。面談の結果を上手に生かし切れていないことが課題となっていますので、評価並びに分析などに基づいた改善策の実施に繋がれることが期待されます。また、園の理念や基本方針に基づいた「期待される職員像」が明確にされていませんので、職員のモチベーションアップのためにも設定されることが望まれます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ワークライフバランスに重点が置かれ、職員一人ひとりが働きやすい環境整備に取組まれています。家庭の事情など必要に応じて有給休暇を取得できるよう職員が助け合って仕事に取組むほか、できるだけ残業しないような働き方が目指されています。これらの取組は職員によって肯定的に捉えられています。また、園長は就業中に職員が休憩時間をきちんと確保できることが重要であると考え、その実現に向けての具体的方策が検討されています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法人オリジナルの「人事評価記録書」が作成され、仕事の品質や効率性についての評価項目についてs・a・b・c・dの5段階評価がなされています。自己評価並びに主任保育士並びに副主任保育士が担当する一次評価が同時に行われ、より客観的な評価が心掛けられています。園長の認識によると、このようにして得られた評価結果が上手に生かされていないことが課題とされています。非常に優れたシステムですが、職員自己評価結果によると公平性について疑義を抱く職員もいますので、根気強い対応の必要性が感じられます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>年間研修計画が策定された上で各種研修会に参加されています。コロナ禍の下では集合形式の研修会参加が難しい状況が続いていますが、保育の質の向上のための園内研修の実施によって補完されています。研修参加報告書が作成された後、各職員が閲覧して情報共有に努められていますが、閲覧者の確認印が見られません。適正な管理の観点からも、押印が必要であると考えられます。なお、内外研修や当該研修の実施体制についての基本的考え方は中・長期計画に反映されていますが、単年度の事業計画には記述がありませんので今後の改善が望まれます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>できる限り研修機会が設けられるように、園長が個々の職員に声を掛けたり、或いは希望</p>		

<p>をとったりしています。外部研修会への参加者がいるときは、その不在を残された職員でカバーできるような協力体制が構築されています。職員自己評価結果によると、様々な研修機会に恵まれていると評価する声がある一方で、研修機会の偏りを指摘する意見も散見されますので、どの職員も公平性を感じられるような参加方法の確立が望まれます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 「実習生受け入れマニュアル」が整備されています。保育実習の目的や実習実施計画の概要、実習にいたるまでの手順などがわかりやすく説明され、実習生が負担すべき給食費用も明記されています。また、「実習生の受け入れ準備」として20項目が掲げられ、実習生を迎え入れる園職員の心構えが述べられています。事業報告書の中で実習生の受け入れ記録が報告され、決算書には受入研修費収入が適正に計上されています。福祉人材確保の観点から、実習生を職員として迎え入れるための工夫などを事業計画に反映させることも有効であると考えられます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 季節毎にフルカラーの広報誌が発行されています。園のホームページには、基本理念と方針、一日の流れ、年間行事、入園案内といったベーシックな項目の説明がなされ、さらに各種行事の様子が画像を用いて紹介されています。将来的には中・長期計画の公開も検討されています。単年度の事業計画や事業報告、予算書や決算書、各種規程などは法人のホームページにおいて公表されており、施設運営の透明性を担保する努力が窺われます。なお、園のホームページの更新作業などは保育士2名が担当していますが、このことが職務分掌表に反映されていませんので改善が望まれます。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・d・c
<p><コメント> 税理士事務所との会計顧問契約を締結するほか、社会保険労務士との労務管理契約を締結し、適正な経営・運営が目指されています。また、「ホームページ上の写真掲示について」、「ボード掲示について」というおたよりを保護者宛てに発行し、予め園児の写真掲載についての同意書を全世帯から提出してもらい、プライバシー保護に関するトラブル回避に努められています。職員自己評価結果からすると、これらの取組について各職員への周知が十分とは言えない結果でしたので、周知徹底が望まれます。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・d・c
<p><コメント> コロナ禍のために積極的な交流が実現されていませんが、園周辺の散歩やゴミ拾い活動などを通じての地域交流が継続されています。また、コロナ問題収束後には様々な試みが園長によって考えられています。その代表的なものとして、同法人施設の藤崎台童園とのサマーフェスティバルの共催、地域の未就学児との交流事業の実施などが挙げられます。中・長期計画にはこれらのアイデアが未だ反映されていませんので、今後の取組が期待されます。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし</p>	a・d・c

	体制を確立している。	
<p><コメント></p> <p>夏休み期間中、卒園児である高校生が3歳未満児クラスのお手伝いをする機会が過去にあり、コロナ問題収束後はこのような試みの再開が予定されています。将来的には福祉人材(保育士)確保に繋げる狙いもあるということです。まずはボランティア等の受入れに関する基本姿勢の明文化が必要となります。さらには、ボランティア等の受入れについて、登録手続や事前説明等といった項目が網羅されたマニュアル整備も欠かせませんし、想定外のトラブルや事故に対応すべくボランティア保険への加入も検討されるべきです。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>幼稚園や保育園、小学校との連絡協議会に参加して情報共有に努めることや関係諸機関と連携を図ることが中・長期計画に明記されています。また、DV問題に対処するための児童相談所との連携、園児が利用している放課後等デイサービス施設との連携、様々な特性を有する子どもの支援のための児童発達支援センターとの連携など多岐にわたる関係機関との密な連携が欠かせなくなっています。個々の関係機関に関与している職員のみならず、全職員で再確認する観点から、これらの関係機関の所在地や連絡先等を一覧表にまとめて周知することが望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>園を利用している保護者の福祉ニーズは正確に把握されていますが、地域における潜在的な福祉ニーズの把握は十分とは言えません。この原因のひとつとして、地域の会合が保育時間外に開催される場合が多く、参加を見合わせていることが挙げられます。地域の福祉ニーズを把握できなければ、新たな園の事業をタイムリーに展開することも難しくなります。園のホームページの活用や地域住民へのチラシ配布等を検討されていますので、法人本部との協同を念頭に置きながら、地域の福祉ニーズ把握への積極的な取組が求められます。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園周辺のゴミ拾い活動や園庭開放が実施されていますが、後者については利用可能な曜日や時間帯などの情報提供が不十分であることが園長によって認識されています。伝統ある保育園ゆえ、福祉サービス提供に関する様々なノウハウや専門的知見の蓄積量は膨大なはずですが、これらの中から地域に還元できるものをピックアップした上で、可能な範囲内で公益的の事業として実践することは十分に可能であると考えられます。園長が「地域性の希薄化」を心配し、そのことが長期計画の中においても言及されています。地域共生社会の実現に向けて、園のもてる力を存分に発揮されることが期待されます。</p>		

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画における「保育所の社会的責任」の中で、「子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育」の必要性が強調されています。このような考え方の下、「ていねいな保育」という園内研修が夏季に開催され、グループ毎の学び合いが実践されています。園長は「クラスの垣根を超えて、職員一人ひとりがすべての園児を</p>		

<p>深く理解すべき」という理想を掲げていますが、そこまでには至っていないとのことです。職員自己評価結果によると、保育観のズレや子どもに対する言葉掛けが良くないことがあるといった指摘も見られますので、園長の理想についての共通理解が図られて、実践に活かされることが望まれます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント> 「守秘義務について」と銘打ったマニュアルが明文化され、「人に言わない・貼らない・持ち出さない」が大原則とされています。当該マニュアルには、利用者に関する情報の保管・掲示、送迎、連絡方法などについての園のルールが定められています。職員自己評価結果によると、上記マニュアルに定められたルールに従っていないときもあるという回答も見られますので、子どものプライバシー保護に継続的に取組まれることが望まれます。なお、近年、ランサムウェア対策が重要視されていますので、情報セキュリティにも目を向けることが大切です。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊦・b・c
<p><コメント> 園並びに法人のホームページ上で必要な情報公開に取組まれるほか、要点が簡潔にまとめられた「藤崎台保育園概要」が作成され、園見学者に配布されています。園長又は事務員が見学者対応にあたり、園庭の広さや立地環境の良さ、園児の運動面に注力していることなどの園のストロングポイントが利用希望者に積極的に伝えられ、利用者を選択されるよう努められています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊦・b・c
<p><コメント> 保育サービスの利用開始時並びに保育内容変更時には、園の重要事項説明書を用いた説明が園長によってなされ、保護者の同意書が必ず提出されています。保護者調査結果によると、「この園の情報は事前に簡単に入手できたか」「その情報はわかりやすい内容になっていたか」という設問に対して、「はい」と答えた保護者が全体の約8割を占めており、園の取組が評価されていることが明らかです。しかしながら、どのような手順で説明がなされるのかについて明文化された文書が見当たりませんでしたので、今後の改善が望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント> 子どもの状態の変化や転居など家庭環境の変化によって保育所の変更が必要となった場合には、当該児の保育の継続性を損なわないよう十分に配慮されています。園での担当職員が保育所児童保育要録を作成後、変更先の保育所等に送り届けています。今後は、変更にあたっての手順を定めたマニュアル整備と変更後も継続的に子どもやその保護者が相談できるような窓口設置が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント> 保護者を対象とした「保育参観アンケート」など、行事に関する無記名式アンケートが実施され、その結果はもれなく保管されています。当該結果は次年度の行事内容に反映され、改善に努められています。園長によると、今後の課題は全保護者を対象としたアンケートの実施と当該結果の公表とされています。34項目の設問で構成された令和2年度の「保育園利用者アンケート」をベースとしたアンケート実施が効果的であると考えられます。保護者調査結果によると、園に対する総合満足度は「満足」と「やや満足」合わせて全体の9割程度を占めていますが、さらなる満足度アップのための取組が期待されます。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決処理機関設置要綱が策定され、苦情等受付書や苦情解決結果報告書といった書式が整備されています。また、苦情処理委員会規程も策定され、苦情に関する受付担当者、2名の第三者委員、苦情解決責任者がそれぞれ任命されています。利用者からの苦情等に関しては、毎年3月に開催される法人理事会において報告されるほか、第三者委員にも報告され、法人本部に当該記録が保管されています。園舎入口に苦情解決体制の内容が掲示されていますが、保護者調査結果によると、「園から苦情処理制度の周知があったか」「苦情処理制度の説明はわかりやすかったか」という設問に対して、「はい」という回答は過半数に満たない状況でした。苦情処理体制は整備されていますので、利用者に対する周知方法の改善が望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>クラス担任から、個人面談の機会があることや希望に応じて面談が可能である旨をそれとなく保護者に伝える努力が窺えます。しかしながら、保護者が相談や意見を述べやすい環境整備には至っておらず、園長もそのことを十分に認識しています。保護者調査結果によると、「園長や職員に対して要望や不満を気軽に言うことができるか」という設問に対して、「はい」と答えた保護者は全体の半数程度にとどまっていました。また、「保護者がよく通る場所でのデリケートな話は避けてほしい」という内容の意見も見られました。相談をしたり、意見を述べたりしやすいスペース確保は容易でないかもしれませんが、そのような環境整備に努められることが望まれます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見については、原則として園長が対応にあたっています。また、これらの内容は入力され、記録として残されていますが、迅速な対応には至っておりません。この点については園長によって認識されていますし、職員自己評価結果の中にも「保護者への対応がかなり遅い」といった意見が見受けられます。コロナ禍の下では容易でないことではしょうが、園としての体制構築とマニュアル整備の後、職員への周知が必要であると考えられます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハット報告書活用のほか、保育安全マニュアルも整備され、園全体で安心・安全な保育サービスの提供に努められています。職務分掌表には安全対策担当が配置されていますが、事故発生防止に関しては十分ではありません。内閣府令第39号第32条において事故発生の防止のための委員会設置が求められていますが、当該委員会が設置されていません。重大事故の発生防止並びに事故の再発防止のためにも、園長のリーダーシップの下、委員会活動を通じて職員に対する事故防止に関する情報の周知徹底が図られることが必要とされます。なお、園周辺の複数の散歩ルートは図を用いてわかりやすく作成された上、注意すべき点が併記されており、それらの実効性が高く評価されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>「食中毒マニュアル」が作成され、食中毒予防とその対策や食中毒発生時の対応についての説明がなされています。また、「新型コロナウイルス感染症拡大予防対応マニュアル」が作成され、基礎知識や園における予防対策、園での留意事項、職員体制、感染症発生時の対応などについての説明が網羅されています。また、感染症対策をテーマとした園内研修が実施され、子どもの安</p>		

全確保のための体制整備に取り組まれていることが確認されました。一方、予防及び発症時に感染を拡大させないための対策に関しての保護者への周知が重要となりますが、「園のしおり」には園児が感染症に罹った場合の対応が述べられているものの、新型コロナウイルスへの言及が見られず、保護者への周知徹底が望まれます。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>BCP（事業継続計画）が策定され、大型地震発生時などの緊急時の対応について詳細に定められています。緊急時に必要とされるライフライン関係や行政機関の連絡先、法人役員の連絡先などがすべて網羅され、園職員によって構成される災害対策推進チームのそれぞれの役割も明確にされています。また、当該計画に基づいて月別の火災避難訓練・風水害避難訓練・不審者対応訓練などが実施され、記録も整備されています。さらには、飲料・食料並びに医薬品等の必要品備蓄リストも作成され、万が一の事態に備えられています。災害時対策についての園内研修も実施され、職員への周知が徹底されています。なお、平成28年4月に発生した熊本地震を風化させないために、毎年4月、園長が5分程度の講話の時間を設けていることは高く評価されます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法については事業計画におおまかな実施方法は記載されており、職員間の共通理解も図られていることが窺えます。保育の方法はそれぞれの担任に任されており、園長とクラス担任の話し合いで決まっていくという実態があります。保育の質の確保のために実施方法の標準化や明確化は効果のある取組であり、職員の共通理解の促進によって質の向上が望めます。標準化については、不十分な内容が確認されたため、具体的な実施方法が明文化されたマニュアル等の作成が求められます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の見直しについては、各クラス担任と園長との意見交換を通して実施されています。どのように保育についての課題を抽出し、問題解決を図られているかについて他の職員との共有化はそれぞれのクラス担任がまとめた記録を参照することで行われています。指導計画の実施で明らかになった課題については、クラス担当により計画変更により修正され、実情に応じた保育の提供につながっています。しかしながら、定期的なマニュアル等の検証・見直しは不十分なため、組織的な検証・見直しが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>指導計画作成に際し、入所時に子どもの様子や状況を聞き取り、児童票や園児生活調査票に基づき作成されています。また保護者との情報共有について、日々の送迎時の会話や必要に応じて電話による聞き取り等を実施され情報収集に努められています。一方で職員間の連携については前年度の記録を参照することにとどまっています。保育所保育指針解説書には、指導計画の策定においては担当保育士や看護師、栄養士、調理員等といった職員との連携が必要であると明記されており、前年度の引き継ぎや次年度計画の見通し等を職員間で共有する仕組みが必要です。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・①・c
<p><コメント></p>		

<p>クラス担任の判断の基に指導計画が策定され実施されており、園長との話し合いを通じて評価・見直しされています。一方で、評価や見直しに関するマニュアルや手順書は存在しておらず、組織全体としての取組がなされているかの確認はできませんでした。計画等の評価や見直しについては、保育所保育指針にもその必要性が示されており、組織的な取組が求められていますので、保育園の現状に即した取組が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㊦・c
<p><コメント> 子ども一人一人の成長記録やそれぞれのクラスにおける保育の記録がまとめられ管理されており、職員による閲覧が可能となっています。ただし職員間の共有について、職員自己評価結果によると、職員によっては共有化されていないと感じている職員もあり、周知の方法や理解の促進に工夫が必要です。共有の方法についてマニュアル等で整備して研修等で確認することを通して共通理解を促す等の取組が有効です。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<p><コメント> 子どもの保育等の諸記録は守秘義務として文書に管理の方法が規定され、鍵付きの保管庫で管理されています。閲覧方法や手順については職員間で共通理解が図られていますが、鍵の借用や文書の閲覧等の記録は存在していません。子どもに関する記録へのアクセスについては誰が・いつ・どのような理由で利用したかを記録することで、情報漏えいや紛失等を未然に防ぐことや事故発生時の管理義務履行の根拠として有効です。</p>		

<内容評価基準>

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・㊦・c
<p><コメント> 全体的な計画は保育所保育指針に基づき必要な項目が網羅され、見やすくまとめられ策定されています。また、全体的な計画を基にして指導計画や食育計画等の諸計画が策定されています。しかしながら事業計画の一部において、保育所保育指針の規定とは異なる表現が見られます。保育の実施にあたり誤解が生じたり、保育所保育指針の規定から逸脱することが懸念されますので、適宜見直しが必要です。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㊦・c
<p><コメント> クラス毎に子どもの状況に合わせた環境が整えられています。保育の実施については計画に基づく工夫が行われています。一方で、計画が実践につながっていないという声も聞かれます。指導計画と日々の保育実践については、子どもの状況を把握することと共に子どもと環境との関わりに応じて計画の変更も考慮した取組をしていくことが大切です。保育の振り返りや会議等で職員間の認識の共有を深めたり、課題を共有したりできる仕組みを構築することによって、子どもにとってのよりよい環境構成を作り上げることにつながります。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント> 毎日の視診やあいさつ等のやりとりを通じて今日の子どもの状態を把握し、気持ちを受け止めることで、活動に変化や配慮ができています。子どもの発達に応じた計画の策定と心情・意欲・態度をくみ取る工夫がなされています。一方で保育の方法については、職員によ</p>		

<p>ってばらつきがあることが課題として意識されていました。言葉つかいや強制にならない介入の工夫等を振り返りや自己評価を通して保育実践を見直し、必要がある場合は改善につなげる取組が望まれます。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 基本的な生活習慣については中長期計画に取り組むべき課題として位置づけられ、取り組むべき方策が示されています。保育においては子ども一人一人の育ちに合わせて、できるところを伸ばすような言葉かけや、できないところを援助するといった関わりを意識して基本的な生活習慣の定着が図られています。また一人一人の成長について記録され把握されています。家庭に対しては「早寝早起き朝ごはん」について周知して子どもの育ちの環境づくりに努められています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもの発達や成長を考慮し、年齢に応じた主体的な関わりや身に付けたい資質能力が身につくことが出来るように工夫し配慮して保育環境を設定されています。年齢に応じた子どもの遊びや集団の形成にも配慮され、子どもが自ら考え友達と協力したり教え合ったりする機会を設けるなどして、主体性を育む保育を実践されています。子どものやる気や遊び込む姿、気乗りしない様子等に応じて、声掛けや仲立ちを工夫するといった保育者の人的環境にも配慮されています。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 子ども一人一人に個別計画が作成され保育されています。0歳児における指導計画にも5領域に基づく教育が盛り込まれています。月齢に応じて保育者による関わりの違いを意識した保育が実施されています。個別記録が整備され一人一人の子どもについて発達を把握されています。子どもへの関わりの具体的な様子の把握や記録、室内の状況、気温、湿度などの管理を「生活の記録」や「睡眠時健康チェック表」といった様式に記録されており、クラス担当職員間の共通認識が図られています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 3歳未満のそれぞれのクラスにおいて、保育期間のはじめから次第に成長していく子ども一人一人について理解されています。そして、子どもが分からないことできないことについて援助していくことから、次第に理解しできるようになっていくことに対して、援助の方法を柔軟に変えながら子どもが自立に向かうことを援助されています。子どもの成長と発達に応じて声掛けや支援が行われていることが伺えます。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 次第に遊びや活動が質量ともに広がる時期の子どもの保育について、情熱をもって取り組まれています。子どもが自分で出来ることが増えて来る一方で、友達関係やルールを守ることといった自分の思いとの葛藤の中にある子どもに対して温かく関わっていることが伺えます。5領域および「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通した指導計画の作成と記録、小学校との連携を見通した円滑な接続のための計画の策定が必要となります。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>障がい児一人一人に個別の計画を策定し保育されており、個別記録によって、成長が把握されています。子どもが保育園生活の中でやりたいことができたり、やりとげたりして達成感を感じることができるように声掛けや関わりに配慮されています。中長期計画において策定されている保護者及び関係機関との連携体制の構築に基づいて、保護者に対しては丁寧な説明がなされており、関係機関等に対しても連絡体制が構築され情報共有や協力体制が整備されています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>一人一人の子どもの理解に基づいて保育されています。子どもの在園時間に配慮した取組として、気温等の衛生環境への配慮や子どもの体調に応じて休憩をとったり活動から離れ別室で過ごしたりするといった活動への参加の工夫がなされています。また延長保育を利用する子どもについても遊具や遊びの設定を工夫して、子どもが安心して過ごせる環境を設定されています。一方で職員自己評価結果の中には、そのような環境への配慮への評価が低いとの意見もあり、職員間の共通認識の醸成と周知について工夫が必要です。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>事業計画において小学校との接続のための計画策定が定められ、円滑な接続のために小学校との交流や会議等が開催されています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実際の交流活動は制限され実現していませんが、避難訓練に学校を使用するといった施設連携を通して子どもへの意識づけが行われています。なお、小学校への円滑な接続のための保育計画は、5歳児の指導計画の中に位置付けられ、独立した計画としてはありませんでした。今後は、独立させ、保護者との関わりに配慮して内容が望まれます。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画において子どもの健康支援、衛生管理が位置づけられており、保健計画に基づき子どもの健康管理が実施されています。看護師が配置され、毎日の子どもの健康管理を行い、病気対応にも配慮されています。健康に関するお話などで保育と連携しながら子どもの自立を促されています。保護者に対しては健康チェックカードを用いた子どもの状態の把握を促し、共通理解を通じた協力体制が構築されています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>嘱託医及び嘱託歯科医による健康診断が定期的実施されており、結果については健康診断記録に記載しまとめられています。診断の結果は職員間で共有され、保護者にも周知されています。診断結果について行動を対応が必要な場合は、職員間で話し合い、保護者に伝えたり、必要がある場合は相談を受け付けたりアドバイス等を行っています。保育活動において、健康や病気についての知識や考え方がわかりやすいように設定され実践されています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>医師との連絡や保護者との連絡が円滑にできるよう、連絡簿が作成され、必要事項がまとめられています。子どもに必要な薬の保管や使用方法について、間違いがないよう取扱いの手順が定められており、職員に周知されています。また研修を通して知識や技術の習得に取り組まれています。保護者に対して「アレルギー対応について」を配布し、保育園としてのアレルギー対応を明らかにし、協力体制が構築されています。</p>		
A-1-(4) 食事		

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>給食献立の工夫がされ、管理栄養士、調理員と保育士との協働を通じて、調理の工夫、盛り付け、配膳が行われています。家庭へは食育だよりを通して保育園での取組や食に関する情報を提供されています。子どもへのアンケートを通じて味付けや盛り付け等が検討され、よりおいしく食べる事ができるように工夫されています。令和3年度は郷土料理ツアーと題して、日本各地の郷土料理を提供し、食への関心を高める取組が行われました。また今後の取組みとして展示食の工夫が挙げられ、食育に対する意気込みが感じられます。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>食品の選定や保管が管理簿への記録によって管理されています。衛生管理については「大規模調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた管理がなされていますが、保育園の施設設備に応じたマニュアル等は整備されていませんでした。同マニュアルにも規定されている食材の搬入から提供までの動線や食器等消耗品の管理基準を個別具体的に策定することで、食中毒や異物混入といった不測の事態を予防することにつながります。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>日々の子どもの園での様子ややりとりを保護者に伝えていきます。2歳未満児の家庭とは連絡帳を用いた情報共有がなされています。3歳以上のクラスは掲示板において保育の様子や情報を掲示し周知されています。保育参観や行事後のアンケート結果を配布したりして、家庭との連携につながる取組を積極的に取り組まれています。一方で保護者調査結果の中には準備物や行事予定といった情報の受取や確認に不便さを感じている意見もあり、情報伝達の方法の工夫が望まれます。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画において保護者との信頼関係の構築が謳われており、日々の実践の中で取組まれています。また相談箱が設置されており、口頭か文書かといった相談方法が選択できるようになっています。相談内容については規定に基づき対応され、必要に応じて公表されています。ただ、保護者調査結果では、連絡帳でのやりとりの変更に戸惑いを感じている保護者や、保育士等と話しにくいといった意見もあり、更なる相談しやすい体制の構築が望まれます。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康支援の項目に虐待等に関する考え方が記載されており、毎日の登園に際し子どもの様子や保護者とのやりとりを通して家庭の様子を捉えられています。不適切な養育の兆候が見られた時や虐待等が発見された場合の取扱いに関するマニュアルが整備され、適切な対応がなされていることが伺えます。また通告等の連絡先が整備されており、必要な対応が円滑に行われる仕組みが構築されています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		

A②	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>計画的に研修会に参加できる機会が設けられています。研修会へは職員も積極的に参加されています。研修会の内容は報告され、記録され保管されています。ただ、職員自己評価結果では、研修会の内容が保育実践に活かされているか疑問視する意見もあり、職員間の共通認識が必要です。また、自己評価から施設の評価に至る過程において保育所全体の課題を解決していくという仕組みを構築することも望まれます。</p>		

(参考)

	第三者評価結果			
	a	b	c	合計
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	6	36	3	45
内容評価基準（評価対象A）	11	9	0	20
合 計	17	45	3	65